はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の皆様へ

神奈川県国民健康保険団体連合会

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の 受領委任制度移行に伴う取扱いについて

本会の審査支払業務につきましては、平素よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上 げます。

さて、平成30年11月5日付神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課及び関東信越厚生局神奈川事務所の連名の通知「受領委任制度の開始に伴う届出のお願い」のとおり関東信越厚生局神奈川事務所(以下「厚生局」とします。)に受領委任の届出がない場合は、平成31年4月施術(5月請求分)より、代理受領による申請受付は神奈川県国保連合会ではできなくなります。その場合、代理受領として請求があった場合は返戻とさせていただき、患者さんが直接市町村の窓口へ請求する「償還払い」となります。</u>償還払いの請求方法については各市町村までお問い合わせください。

また、<u>請求時に厚生局からの登録記号番号が届かず、申請書の施術証明欄に記載ができない場合は、申請書の摘要欄に厚生局に届出された日付の記載</u>をお願いします。(※裏面参照)なお、①受領委任の届出をされていない場合は厚生局にこの届出を行うことにより神奈川県国保連合会へ請求は可能になりますので速やかに届出を行ってください。

②新たに、1月施術分より往療料の算定がある場合には「往療内訳表」の添付が必須となりました。4月施術分以降、添付がない場合は返戻とさせていただきます。

受領委任制度の切り替えにあたり、はり師、きゅう師あん摩マッサージ指圧師の皆さまに は大変ご迷惑をおかけしますがご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

*この通知はすでに厚生局への届出が済んでいる施術所(者)様へも送付させていただいております。ご了承ください。

神奈川県国保連合会 審査第四課 療養費係 電話 045-329-3433

記載をお願いします。

公	費負担者看	番 号	T T		j 	^{郡道府} 県番号 特記事項					8 高外一		付割合
2	費受給者都市町村番	番号					マ 2公 種類	費 4退期)4マ	版 6家	外	0 高外7	8	9 10
受	給 者 番	号 /				保	険 者 番 号	•					
	○被保険者証等の記号・番号				○発症又は負傷年月日 ○傷病名								
披		_				年 月 日							
保険者欄		(フリガナ)				続 柄	○発症又は負	傷の原因	及びその経	過			
	療養を者の氏名	明·大·昭·平 年 月			男 • 女		○業務上・外、第三者行為の有無						
	7 7				日生		1.業務上 2.第		三者行為である 3.その他				
	初療生	年 月 日			施 徘	折期 間			実日数	請	求	区	分
	平成 年	月 日	自·平成	年	月 日	~至・平成	年 月	日	日	新	規 •	継	続
	傷病名	又は症状							_	転継続	・治瘉・	中止・	帰転医
			躯 幹 右上肢		円× 円×		回= 回=		0 H 0 H		摘	要	
	マッサ	ナージ			円×		回=		0 1				
施			右下肢		円×				- 1 -			○年○月 へ届出済	
淅	亦形往	手 矯 正 術	左下肢		円× 円×		□=		0 H 0 H		序 生 向 个	油山伊	ſ
	24 /0 /4	于			円×	70.4	□=		0 1				
勺	温罨法・電				円×		П=		0 円				
容		4Kmまで			円×		□=		0 円		$\overline{}$		
淵	往療料	4Km超			円×		回=		0 円	>	- /		
									/	/ ,	\sim		-
									7,				
								_ /					